

意外と身近に、危険物

～これにも危険物が含まれている!?!～



一般財団法人
全国危険物安全協会
Japan Association for Safety of Hazardous Materials



このリーフレットは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



問題
です



この中で「消防法上の危険物」や「消防法上の危険物が含まれる」ものはどれでしょう？



灯油



アロマオイル



塗料



マニキュア・除光液

消防法上の危険物とは？

危険物は消防法に定められている物品で、一般に次のような性質を持っています。

- 1 火災発生の危険性が大きいもの
- 2 火災拡大の危険性が大きいもの
- 3 消火の困難性が高いもの

答え

すべて該当します（危険物を含まない製品もあります）



危険物第四類の
引火性液体に該当する
ものには、例えば...



灯油

第四類第2石油類に該当します。



アロマオイル

第四類第2石油類や第四類第3石油類等に該当するものがあります。



塗料

ラッカーシンナー類は第四類第1石油類に該当し、また、合成樹脂クリア塗料や合成樹脂エナメル塗料は、含まれている成分により第四類第2石油類や第四類第3石油類に該当するものがあります。



マニキュア・除光液

商品により、次の物質などが含まれ、危険物に該当するものがあります。

- アセトン（第四類第1石油類）
- 酢酸エチル（第四類第1石油類）
- ブタノール（第四類第2石油類）
- イソプロパノール（アルコール類）

上記の製品のほかに、私たちの身近なもので危険物が含まれる製品は、スプレー缶・モバイルバッテリー・消毒用アルコールなどがあります。

こちらから過去の
注意喚起リーフレット
をご覧くださいませ。



全国危険物安全協会 YouTube



危険物災害をなくすために——。
全危協チャンネルでは危険物の正しい取り扱い方や、「危険物取扱者」の資格を持つ方々の活躍を発信していきます。チャンネルはこちらからご覧になれます →



こんな火災が起きています！



灯油



火災事例

- ① 石油ストーブの火を消さないまま、カートリッジタンクに灯油を補給したところ、こぼれた灯油に石油ストーブの火が引火し、火災になった。
- ② 給油したカートリッジタンクを石油ストーブに戻そうとしたところ、タンクのふたを締め忘れていたため、タンクから灯油が漏れて引火し、住宅を全焼して隣家2棟に延焼し、一人が軽傷を負った。
- ③ 石油ストーブのカートリッジタンクに誤ってガソリンを給油したため、異常燃焼を起こし出火した。

実験映像

給油時に、こぼれた灯油に引火



実験映像

カートリッジタンクのふたを締め忘れて漏れた灯油が発火



火災・事故を起こさないために

給油の際は、必ず火を消してください。

給油した後は、カートリッジタンクのふたを確実に締め、タンクから灯油が漏れていないか確認してください。

ガソリンは使用しないでください。

灯油は劣化するため、前のシーズンの灯油を持ち越して使用することは避けて、新しい灯油を使用してください。



アロマオイル・塗料



火災事例

- ① アロマオイルが付着したタオルを電気洗濯乾燥機で洗濯・乾燥をさせた後、洗濯機内に放置していたため、オイルの酸化熱により自然発火し火災となった。
- ② ひまわり油を含有する塗料を使用して塗装後、使用したウエス（ぼろ布）を物置に放置していたところ、自然発火し、物置と周辺の物が燃えた。

実験映像

アロマオイルの自然発火



火災・事故を起こさないために

アロマオイルや塗料等の付着したものを長時間放置すると、酸化熱により発火するおそれがあります。

アロマオイルや塗料等の付着したウエスなどを乾燥機で乾燥させないでください。

火気の近くで使用しないでください。また、揮発した成分が火気に触れないように注意してください。

アロマオイルや塗料等の付着したウエスなどを廃棄する際には、山積みや袋に密封することなく、十分に水に浸して、水を十分に含んだ状態で廃棄してください。すぐに廃棄できない場合には水を入れた容器などに入れ、水が蒸発しないように管理してください。



マニキュア・除光液



火災事例

- マニキュアや除光液で爪の手入れをしていた途中で、たばこを吸おうとライターで火をつけたところ、除光液の可燃性蒸気に引火し、火傷を負った。

火災・事故を起こさないために

除光液等の可燃性蒸気が発生しているところで火気を使用しないでください。

マニキュアをするとき又はおとすときは、部屋の換気をしっかり行ってください。

提供：製品評価技術基盤機構 nite

全危協メールマガジン

メールマガジン登録をいただくと、広報誌「危険物と保安」の発刊時、全危協チャンネル（YouTube）への新規動画のアップロード時や、危険物安全週間に関する新着情報などの当協会からのお知らせをお届けします。

